

環 保 第 221 号
平成 29 年 8 月 9 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

岩手県知事 達 増 拓 也



(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

平成 29 年 3 月 6 日付けで事業者から送付がありました標記方法書について、電気事業法第 46 条の 7 第 1 項及び環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。

担当：岩手県環境生活部環境保全課
環境影響評価・土地利用担当
TEL：019-629-5268 (直通)
FAX：019-629-5364
E-mail：ac0002@pref.iwate.jp

(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価方法書に対する岩手県知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 当該事業実施想定区域内には、岩手県自然環境保全指針による保全区分がBランクに位置付けられる地区や鳥獣保護区が含まれ、また、周辺には、あわび等の漁や養殖を行っている漁港が存在する等、事業実施想定区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の意見を聴きながら、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。
- (3) 当該事業の実施により想定される環境影響について調査、予測及び評価を実施する際は、事業実施想定区域が重複している「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業」並びに事業実施想定区域が隣接している「三陸沿岸道路」の建設工事及び「(仮称) ノソウケ峠風力発電事業」に伴う累積的影響を考慮したうえで、正確な予測評価を実施すること。
- (4) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電機の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、工事の実施及び風力発電施設の稼働に伴う騒音等に係る影響が懸念されることから、特に住宅からの距離について配慮しながら、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域周辺に水道水源が存在することから、水道水源への影響について調査、予測及び評価を実施すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事

業者と十分に協議すること。

(3) 哺乳類、鳥類、昆虫類及び底生動物

哺乳類、鳥類、昆虫類及び底生動物については、専門家の意見を聴きながら、調査手法や調査時期などについて検討し、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

特に、渡り鳥については、適切な調査地点を設定し、十分な調査を行うこと。

(4) 植物類

植物類については、専門家の意見を聴きながら、調査手法や調査時期などについて検討し、影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 景観

事業実施想定区域及びその周辺には、住居や学校等の環境保全についての配慮が必要な施設が存在しており、風車による圧迫感など景観に係る影響が懸念されることから、専門家の意見を聴きながら、近接する住宅等を調査地点とするとともに、フォトモンタージュ等の具体的方法を用いて影響について調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 廃棄物等

風力発電機や取付道路等の設置のための工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の具体的な処理方法について、準備書で示すこと。

(7) その他

事業の実施に当たっては、事業内容について、地元住民等へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。